

# 猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

## 第2回委員会 会議録

1. 日時：平成17年6月30日(木) 18:00～20:30

2. 場所：川西市保健センター

3. 出席者 (委員長、副委員長)

学識経験者	竺 文彦	龍谷大学工学部教授
"	吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
"	桑野 園子	大阪大学大学院人間科学研究科教授 (欠席)
"	原田 正史	大阪市立大学大学院医学部研究科助教授
"	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科研究所教授
"	村上 安正	金属鉱山研究会会長
周辺地域住民代表	西村 貞男	国崎自治会
"	久保 義孝	猪名川漁業協同組合
組合区域住民代表	北堀 東次郎	川西市在住
"	岩田 茂	川西市在住
"	梅崎 光政	川西市在住
"	森内 義治	猪名川町在住
"	長尾 貴美子	豊能町在住
"	小林 義明	能勢町在住 (欠席)
関係行政職員等	小堀 豊	阪神北県民局
"	柳川 晃	水資源機構
"	岡野 慶隆	川西市教育委員会
"	福西 義昭	川西市
"	堀江 康治	能勢町
事務局		
	中西 信一	猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局長
	渡部 秀男	" 局次長(総務担当)
	雪岡 健次	" 局次長(施設建設担当)
	井上 功	" 局参事
	野村 徹	" 施設建設課主幹
	佐々木 規文	施設建設課課長補佐
調査担当コンサルタント		日本技術開発株式会社
造成工事請負者		大林組・新井組特定建設工事共同企業体
施設建設請負者		JFEエンジ・前田建設特定建設工事共同企業体

4. 配布資料

- ・猪名川上流広域ごみ処理施設建設工事発注仕様書
- ・平成17年度事後調査計画の変更(案)
- ・猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会委員名簿

5. 次第

(1) 第1回議事録確認

(2) 議事

- ・平成17年度事後調査計画について

(3) その他

## 6. 議事内容

開 会 午後6時02分

事務局 第2回目の環境保全委員会ということで、きょうは、19名の委員のうち2名がご欠席ということでお聞きしておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 おくれまして済みません。

それでは、第2回目の施設の環境保全委員会を始めたいと思います。

内容は大きく2つです。1回目の議事録の確認と、議事としては事後調査の計画についてということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1の議事録の確認についてご説明いただきたいと思います。

### 1 第1回議事録確認

事務局 まず本日の資料ですが、一番上に次第を添付させていただいております。その次に、「発注仕様の概要」という資料を添付させていただいております。これは第1回目の保全委員会で発注仕様書のことについてご意見がございましたので、当組合でまとめております発注仕様書の概要を資料として提出させていただきました。この発注仕様書の概要につきましては、ごみ処理施設建設工事の発注が性能発注に基づくものでございますので、性能に係る内容をピックアップいたしましてまとめたものでございます。今後の議論でご参考にしていただければと思っております。

それから、最後に第1回委員会会議録を別添つづりさせていただいております。これは6月9日の第1回の会議録をまとめたものでございますが、まとめ方といたしまして、1ページに出席者のお名前を書かせていただき、同じく1ページの下には配付資料ということで資料の項目を挙げております。そして、2ページ以降に私どもの方でとりました議事を載せております。なお、載せ方といたしましては、お手元の資料の4ページの「3 委員長、副委員長選出」という議事の内容から、事務局と委員長あるいは委員の3つで区分させていただきまして、それぞれの委員名は省かせていただいております。この内容でいかどうかというのを本日議論願ひまして、内容につきましては、1週間後の7月7日までにご確認いただきまして、問題点があれば事務局の方にご連絡いただき、その間に問題のないようございまして、この議事録は全委員に確認ということで、7月8日、来週の金曜日に組合のホームページ「森の泉」の方に掲載する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、一番最後の資料として委員名簿を再度添付させていただきましたが、前回提出させていただきました委員名簿で国崎自治会の西村委員のお名前が間違っておりましたので、この場をおかりしましておわび申し上げます。その点、名簿の訂正のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

委員長 資料の確認をしてなかったんですけども、「発注仕様の概要(資料)」と会議録、それから「平成17年度事後調査計画の変更(案)」と名簿でよかったですね。皆さんのお手元にそれだけございますでしょうか。本当は最初に確認をすればよかったんですけど。

ということで、議事録についてですけども、どういう議事録にするかということは前回何も議論はしなかったんですけど、ほぼ全文を出していただく形の議事録をいただいております。今のお話ですと、委員長と委員、事務局という形にするということですが、これをホームページに載せるんですか。どういう形での公表になるんですか。

事務局 このままの状態ホームページに会議録という形で掲載したいと思っております。

委員長 例えば、だれかが議事録をくださいというふうに来られたときには、これを差し上げるわけですか。

事務局 見てコピーして頂くことになります。

委員長 ということだそうですね、議事録に関して何か。

内容については、これは今日いただいたわけですので、ご自分のところの確認はちょっと時間がかかると思いますが、自分の発言に関する間違いだとか訂正については、今おっしゃったようにきょうすぐということではなくて、7日までに事務局に連絡をして訂正してもらおうということでもよろしいかと思えます。今もし何か気がつかれたところがあったら、それは訂正としてご発言いただけたらいいと思えますけれども、そういう形にしたいと思えます。

この書き方とか発表の仕方とか議事録の取り扱いについてのご意見、これでは困る、あるいはこうした方がいいということがありましたらご意見を出していただいて、議事録に関することをまず決めてしまいたいと思えますけれども、何かご意見ございますでしょうか。今はホームページに出すということと、もし欲しいという方があればこれをお渡しするというお話でしたけれども、これについて何かご意見ございますでしょうか。

特にないですか。それでよろしいですか。

では、そういう形で今後も処理していただくということにいたします。

そうしましたら、1のところはこれで承認をしたということで、次に進めたいと思えます。

2番目の議事、事後調査計画というところへ入るんですが、資料として発注仕様の概要等をいただいています。この間、発注仕様とその金額が高過ぎるんじゃないかというご意見があったんですが、この委員会は事後調査の計画についての検討をする委員会なので、コストが高いのか安いのかとか、問題があるのかないのかということをもし検討するとすると、それなりの資料をきちっとそろえて検討する場をつくらないといけないと思えます。しかし、ここでそれをやり始めると、目的からも外れますし、事務局の方で出していただける資料をできるだけ出してくださいという要請をした結果、この資料が出てきたんだと思えますが、この辺、前回発言された方がいいかですか。これでは全然だめでしょうか。何かご意見があったらちょっと。

委員 前回質問したんですが、要望としては、京都の城陽とか枚方とかがあるので、そういうところと比較して。例えば焼却施設の具体的なところについて、この項目については何ぼだと、例えば枚方なら枚方と比較できるような、素人が一目瞭然にわかるような報告が欲しかったんです。

委員長 ただ、委員会としてそれをここで議題に挙げて検討するのは、時間も含めてこの委員会と趣旨が違うと思えますので、できたら個別に事務局に対して、例えばこの辺の資料がもうちょっとないかとかいう形でどうかなと私は思っているんですが、どうですか。事後調査の水質だとかいろんな項目をきちっと検討して問題のないような状態にするというのがこの委員会の目的だと思うので、建設の設備の細かいところとコストの関係などはここではやらない方がいいんじゃないかと私は思っています。もし必要なら、委員会なり検討するところを市民の方がつくってデータを集めて検討されるということをやっていただけたらいいと思うんですけれども、この場でやることによって本来やるべきことがおろそかになるといけないので、できたらその辺は何か別の場をつくっていただいて。ただ、せっかくここでこういう発言をしていただいたので、事務局として対応できる部分はできるだけ対応していただきたいとは思いますが、この場でそのために余り時間をとるのは、この委員会の趣旨からはちょっと外れるんじゃないかというのが私の意見なので、もし了解いただければ、これではまだということであれば、個別に事務局とご相談いただくということでどうかなと私は思うんですけれども、ほかの方でご意見ございましたら。

他の委員さんもそのようなお話を出されてなかったですか。

委員 私は価格というよりも仕様の関係です。

委員長 もっと細かな仕様ですか。その辺も含めて、この委員会でやるべき内容というのは、私はこの施設が本当に安全な施設としてきちっと確認ができるいろんな調査をしっかりとやるということがこの委員会の目的だと思いますので、いろんなことをどんどん事務局に言っていただくのはいいんですけれども、この委員会の検討内容としては私は外れると思えますので、個別にまた事務局にご相談いただいて、必要なデータを集めてもらうとか、あるいはどういうところへ問

い合わせれば何が得られるかという情報をいただいて調べていただくとか、そうしていただくのがいいんじゃないかと私は思います。

委員 私は発注仕様書を情報公開請求して、幸い早く出していただいたんですけども、通常でしたら2週間以内には出せるという返答なんです。その期間をもうちょっと短縮してもらえないかなと思います。

委員長 そういう手続をとられたわけですね。その辺はどうでしょうか。要望としてはもうちょっと早くということらしいですが、何か答えられますか。あるいは必要な時間として.....

事務局 情報公開の制度に基づいてやらせていただきますが、最長2週間以内に決定ということになっています。手続的には、こちらが情報公開の書類を探しまして、その書類の中で個人情報云々の関係で出せない部分をどうするかという判断をやりまして、それで決裁を受けるという手続がございます。できるだけ早くそういう手続も踏んでこれからもやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

その件は一応そういうことにしたいと思います。

事後調査の計画というところに入りまして、ご説明を.....

委員 その前に、僕自身、この分厚い2冊を見せていただいて、そこで幾つかわからんところ、お聞きしたいところがありますので、この場で質問なり意見を出させてもらうわけにはいきませんか。

委員長 それをきょうやるつもりなんです。事後調査以外のところでという意味ですか。

委員 ええ、そうですね。 いや、その中に入るかもわかりませんが、この中をまだよう確認してないので。

委員長 事後調査を検討するにしても全体を把握した上でやるのが望ましいので、疑問があれば余り時間をとらない範囲で。

委員 と思いますけど。

委員長 出していただいても結構かと思います。

委員 そうですね。 そしたら済みません。

委員長 できるだけ納得しながら進めたいと思いますので。

委員 そしたらまず初めに、環境影響評価書の分厚い方の1 - 20に書いているんですけども、ダイオキシン対策というところ、これは僕の勉強不足で何もわからないんですけど、排ガス濃度基準において規制基準の10分の1の云々と書いているんです。この読み方がわからないし、数値はどういうふうなものかというのが具体的にわからないんです。例えばngは「ナノグラム」というんですか。あとのTEQはどういうふうに読むのか、どういう基準でやっているのか。そしてまた、Nというのが出てきますが、これはナノじゃないですよ。そういう問題もありまして...

...

委員長 その辺はどうでしょうか。それは非常に基礎的なことで.....。

委員 皆さんご存じかもしれませんが、私はレベルが低いので。

委員長 意味はわかりました。

委員 そういうふうなことで、総量規制として3  $\mu$ gを超えたらいかん、それ以下にするんだということが書かれているんですけども、焼却炉の235トン/日というのは計算式としてどういうふうの数値になるのか、この総量規制に関してどこまで行っているのかということとか.....

委員長 ざっと挙げてもらえますか。今すぐに答えをとということじゃないんですけど、とにかく疑問があるわけですから。余り時間をとらずに。

委員 はい。

排水処理計画があるんですけど、汚泥とか排水は適切な方法で排水処理をするんだということを書いていますが、適切な方法とはどういう方法なのかというのがわからないんです。

次に資料編に移りますと、資料編の9 - 7ページ、平面調査ということで書かれているところですが、土地を盛土したり切土にしたり、そしてまた攪拌するようなことになれば、今眠っている鉍毒を起すのではないかという心配があると僕は思うんです。そういうことがどういう影響として出てくるのか。それを見張っていく方法が我々環境保全委員に託されたことやと思うんですけども、そういうことを少なくとも週に1回とか月に何回かは調査をするべきではないか、それが1つの意見です。

そして、900㎡、30メートル×30メートルのメッシュで調査をするんだということで表があるんですけども、この900㎡のエリア数とか面積というのが具体的によろわかりません。例えば対象地ナンバー1は2,013㎡ありながら、対象地2は819㎡。こんな中で本当にサンプリングが正確にできているのかどうか。例えばここは3万5,112㎡あるんですけども、そういう大きな土地をもっと細かくできないか。

さらに言うと、9 - 9ページにいろいろ書いているんですけども、銅の含有量について農用地に係る環境基準値を超えたものはなくと書いているんですけども、農用地に係る環境基準とは何かと思うんです。これも教えていただきたい。

銅に関しては、溶出量に係る基準はないが、鉛については2の対象地を除くほとんどの箇所で土壤汚染対策法の溶出基準を超えたと書いているんです。さらにまた、含有量も4カ所で超えておる、それからカドミウムについても4カ所で溶出基準を超えているということで、溶出基準外に大きな問題が出ておると思うんですが、そういうことがあるのに、先ほど言いました30メートルのメッシュでとっている。9 - 44ページでは、5点混合法　これはどういうふうなものか知りませんが　溶出基準を上回るメッシュについては9つに細分化し再調査を行うものとするところがあるんですが、900㎡を9つということは10メートル×10メートルということになるわけですか。それもはっきりしていただきたい。

ここにこういうふうには書いているのは、基準を上回っているから10メートルメッシュで再調査しなければいけないということだと僕は読むんですが、それは僕の間違いなのか、この文章が正しいのか、どういう理解をすればいいのかを教えていただきたい。

それから、9 - 14ページですが、銅の含有量で1検体、農用地に係る環境基準値を超えたと書いているんですが、9 - 9では、農用地に係る環境基準値を超えたものはなくと書いているんです。全く逆なことをここで平気で書いているんですけども、僕の読み違いなのかどうか、明らかにしていただきたい。

そして、鉛では55検体のうち15検体という大きな異常が出ておるのに、なぜ10メートルメッシュにしていないのか。そしてまた、10メートルメッシュでサンプリングしているのであれば、それをこの場に出していただきたいと思うんです。どれだけ違うのかということなんです。

それから、ここで幾つかサンプリングしているんですけども、これだけ広い範囲でいろいろやっているんですが、4 - 413ページにあります写真、61の間歩の下、そして62の間歩の下に、この間歩が開発されて以来なのか、それとも調査以来初めてなのかようわかりませんが、草木が生えていない。なぜこの部分に草木が生えていないのかということ。そして、僕はここでズリを拾ってきているんです。それをきょう持ってこようと思って忘れましてですけども、そういったものがここにたくさん出ておるんです。そういったものが今影響しているのではないかと思うんですが、サンプルとしてこの辺からとっているのかどうか。そのサンプルとして2.5メートル基準でとっているということを書いていたけれども、表面であるとか、そして何センチとか何メートルというところで実際に流れ出るものがあるのかないのか、調べていただきたいと思うんです。

さらにまた、鉍毒のあるようなところに生えるヘビノネゴザとか、ほかにもあるそうですが、そういうものの生えているところに鉍毒がないかどうか、本当にサンプリングの場所になっているのかどうかということも調べようと思ったら、やっぱり10メートルメッシュでないといかん

のではないかと思います。そういうことについてどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

そして、前後して申しわけないんですが、汚泥を出すところ、廃棄場所はフェニックスと書かれているんですけども、そのフェニックスに炭酸カルシウムで不溶状態にして出すといったところで、5年、10年先にそれが本当に絶対大丈夫なんだという保証があるのかということも聞かせていただきたいし、そういうことをフェニックスでは受付オーケーなのかどうかということもお聞かせ願いたいと思うんです。

それから、幾つかになって申しわけないんですが、せっかく高い施設をつくるので、耐震対策といいますが、地震がいつ起こってもおかしくないような今の状態の中で、耐震設備はどういうところまで基準がアップしているのかというのもお聞かせいただければと思います。

それから……

委員長 いいですか。今……もう一つだけですか。はい。

委員 分厚い方の環境影響評価書の7-11ですが、供用時の事後調査計画とあります。先ほど委員長が言われました事後調査の中に入っているのかどうか知りませんが、この事後調査計画案では水質汚濁とか土壌汚染とかいうことで書かれているんですけども、水質汚染であれば年に2回、そして土壌汚染については年に1回ということになれば、来年の11月ごろには工事が完成するわけですから、今から1回か2回できるかどうか。そういう状態の中で、本当に正しい、住民が納得できる公害のない、鉍毒のないものができるのかどうかというのが住民にとって大きな不安の一つですので、ぜひ説明をしていただきたいと思います。

長くなって申しわけないです。

委員長 今お話になったのは、非常に基礎的なことも含めて、ここの場で一々説明してもらおうと非常に時間がとられてしまうんです。見方とか、なぜこうなっているのかということのかなりの部分は事務局で答えられる問題なんです。例えばメッシュの大きさについては、確かにもっと細かくすればもっと細くなるということになるので、それは細かい方がいいことは間違いありませんけれども、実際面としてこのぐらいでいいだろうというのをこの前の環境影響評価の委員会で検討した結果、これで行くということを決められてやられたと思うんです。だから、そういうことについてここで今出していただいてそれを延々やるとちょっと時間がかかるので、本当は今日ここへ来られる前に事務局に今のご質問を出されたら、ほとんどのことは答えが出せる問題だと思うんです。ほかの方々と同じような疑問を持っておられるならここで検討しておく必要があると思うんですが、かなりの方はその辺はどうなっているかということをおお体理解されて、この事後調査をどうするかということにきていると思うので、今の内容については、本当はこの委員会の前の方がよかったんですけども、事務局に聞いていただいたら多分答えがかなり出てくると思うんです。私が今答えてもいいような問題もあるんですけども、私が答える理由はないので、読み方だとか基礎的なことに関しては事務局が今までやってきた内容をちゃんと教えてくれると思うんです。

この間の説明の中で大体理解したのは、鉛については問題がある、高いものがあるということがわかったので、その部分の工事についてはフェニックスへ持っていくんだと、その辺は問題がないようにしているんだという説明がこの間あって、低いところについてはそれは流れてくるから、沈砂池をつくって、凝集沈殿、炭酸カルシウムで固めてそれを出さないようにするという説明が前回あったわけです。だから、本当はこの委員会の前倒しもされた方がよかったんですけども、今のかなりの部分は説明ができる話なんです。メッシュをなぜもっと細かくしなかったかということ、メッシュは細かい方がいいんですけど、それはこの前の委員会がある範囲で検討して、これでいいんじゃないかという結論を出してやられたと思うんです。だから、答えられる問題と答えられない問題があるかもわかりませんが、今お聞きした範囲ですと、これはこういうことなんですよという説明が事務局でできる問題だと思うんです。だから、そういう形で処理し

ていただく方がいいんですが、どうでしょうか、皆さん。できるだけ納得した上でここへ入りたいとは思いますが、今の話を延々やると、ここで検討しないといけないところについての時間がとりにくいと思うので、できたらこれが終わった後で、きょうはもう時間がないでしょうけれども、後日直接聞いていただくということではだめですか。最初のことは基礎的なことですから説明すればすぐわかることだし、計算のことなんかもそれはこの中でやっているわけですからわかることですし、読みとりがしにくいという面はあるかも知れないですが、私も知らないことを幾つか聞いたら、すぐ返事をしてくれました。第2 溶出量というのはどういうことですかといえば、それは法律の基準の中にこういうものがあるのではという説明をもらって、私も納得したところがあって、本当はこれをずっとご説明して納得していただいていた方がいいんですが、ちょっと時間的にはむだになってしまうので。

委員 失礼ですが、学者さんというのは別としても、住民代表でこういうことを詳しくわかっている方がすべてなんででしょうか。これをわからずして入られないと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかの住民の方で今のご質問はどうですか。もし丁寧に説明する方がいいのなら説明してもらってもいいんですけど、そのことで本当にやらないといけないことがおそれられるとちょっと困るなという気が私にはしたんですが。

委員 意味わからずして、このアセスを、はいはい、そうですかとは言えないやね。

委員長 だから、本当はこの委員会の前までに読んでいただいて、わからないところはどんどん事務局に聞いていただいて、納得してここに来ると一番よかったんですけども、どうしましょうか。皆さん、どう思われますか。住民の方に入っていただくということは、いわば素人の方でも来ていただくという委員会をつくっているわけですね。だから、できるだけ納得していただきたいんですけども……。

委員 傍聴に来られている方も、これを読んでわかっておられる方というのはまず少ないんじゃないでしょうか。

委員長 私もこれをもって初めて読んだときにわからないところが幾つかあったので、それは事務局に聞いていろいろ教えてもらって理解したんです。そのことを本当はやっておいていただいた方がよかったんですけども、今の段階でどうしたら一番いいですか。

委員 基礎的なngとかそういうことは事務局の方に聞いていただいたらいいんですけども、今質問された中で、この山のことに関するところで疑問に思っておられる部分はなるべく答えてあげてあげるのが私にはいいと思うんです。単位とか、どういうふうに発音するねんとか、どういう意味やねんということは後で事務局に聞かれるにしても、この山を造成することに関してとか、建物を建てることに関して、メッシュを何でああいう形に切ったかという基本的な事務局の考え方はきちっと説明しておいてあげるのがいいんじゃないかと思います。ここまで時間が来ていますので、せめて7時ごろまでに事務局が終われるようにして、その後は個人で聞いてもらうということで、それぐらいのことは説明してあげるのが親切ではないかと思います。

委員長 今ここで口頭で言われると、事務局がどれだけ把握されているかも知れないですし、幾つも挙げられたのできちっと把握もできてないかも知れないので、今回事後調査のことを検討するためにはこれを理解しておくことが必要になるわけですから、その中でわからないことがあれば、これからは事前に書いたものをどんどん送っていただいて、きちっとした答えをもらっていただいて、それでできるだけ効率的にこの委員会の時間を使いたいと思いますので、そういう形でお願ひできますか。

委員 1つ提案なんですけれども、前回1回目のときもそうだったんですけども、その日にやる討議資料が一つも届かないんです。1回事務局の方に電話したら、今それを考えているんだと言われたんですが、そういうものは待てど暮らせどそういうものはない、招集だけということですので、その会議ではどういう内容の討議をするのかという資料も含めて、レジメなんかもき

っちりと提出してほしいと思います。

委員長 事務局はかなりぎりぎりの日程でやっていると思うので、できるだけ早く手元に届く努力はしていただこうと思いますけれども、今そういうご意見があったので、単位とかそんなことはいいんですけれども、メッシュの広さのこととか、鉛があって問題なので、それをどうするかというご説明を前回してもらったわけですけれども、今ご質問のあったことに関してできたら10分ぐらいでお答えいただくというわけにはいきませんか。ほかの方も含めて、次回からは、疑問のあるところとかもらった資料でわからないことは、この場でやる方がいいのかもわかりませんが、やっぱり時間が限られていますので、できるだけ本来やるべきことに時間を使いたいと思いますので、事務局で答えられるものはできるだけそういう形で処理をしていただいて、ここの委員会の時間の使い方を効率的にしたいと思います。前回その辺の話もしていませんでしたので、積み重ねていけばいいと思いますが、そういう形でできるだけお願いしたいと思います。

今のご質問について、明らかに前回ご説明のあった部分はかなりあると私は思ったんですけれども、重なってもいいので10分ほどで幾つかの質問について。メモとかとられましたか。

事務局 ちょっと抜けるところがあるかと思いますが。

委員長 言葉で言われたので抜けているとは思いますが、疑問に感じておられるところの主要なところについて、余り時間をとってもらおうとまた後の時間がもったいないのですが、答えていただくとありがたいですが。

事務局 最初のダイオキシンの部分は省かせていただきます。

土壌対策の関係のご質問にすべて答えられるかどうかわかりませんが、土壌対策としてどういう試験をして、その結果どういうことをやろうとしているかということを中心にもう一度ご説明したいと思います。お手元の資料編の9-7ページから土壌対策ということで掲げております。

まず最初に、前提条件として目的のところに書いておるんですが、当該地域、つまりこの事業地におきましては、過去に有害物質使用特定施設が設置されていた経過はなく、土壌汚染対策法は適用されない、これが大前提でございます。そういうことで、環境アセスの土壌調査において鉛の溶出量が環境基準を超えたことから、これらの試験をやろうとしておるわけですが、その前提として、土壌汚染対策法が適用にならないということを入れておいていただきたいと思えます。

まず、影響が考えられるということは、土を動かす部分、要するに土を切り取って動かすときに影響があるということで、平面調査につきましては、その動かす部分を中心にメッシュ切りをやりました。それぞれ動かす対象地が9-7に書いています1から6でございます。その1から6の範囲をそれぞれ900㎡でなるべくメッシュが少なくなるような切り方をしたところ、1番の2,013㎡に対しては4メッシュになったし、2番の819㎡に対しては3メッシュになったということです。その結果におきましてメッシュごとの対策をやろうと考えておまして、その対策は、この間もご説明しましたように、溶出基準を満足する部分はあったわけですが、とりあえず全地域を削り取る土壌につきましては炭酸カルシウムを混合するという不溶化処理をやる。その炭酸カルシウムがどういう結果になっているというのが9-25ページにその試験結果が出ております。9-25ページの表の3-1というところですが、これで炭酸カルシウムを添加していないと、ひどいのは4mg/l、0.01に対しては400倍ぐらい出てくるわけですが、そういうのに炭酸カルシウム15キロを1立方当たり混ぜると、それが0.008まで低下しますという試験結果が得られましたので、そういう切り土部分の表土の土壌に対しては、炭酸カルシウムをまぜることによって溶出が抑えられるということで、そういう対策をします。それが1点でございます。

なおかつ、雨が降りますと溶出以前に、土そのものに鉛が含まれていますので、それがSS状になって下に流れる、湖に流れるということは当然考えられます。それに関しては、それぞれの流域に沈砂池といいますか水だめ、貯留池を設けて、その中で水をためて、そこでも当然若

干沈殿はしますけれども、その後に凝集沈殿装置を設けまして浮遊物質群を取り去って湖の方に流すと。その辺の目標値等は、9 - 38ページの目標値の考え方というところで、浮遊物質濃度として400mg/lに抑えますと鉛の排出基準が0.1以下になるということでございまして、とりあえずそこを目標にすればいいんですけれども、SSとしましては、工場に係る排水基準に70とか90とかいう数字がありますので、鉛ではなくてSSの方を主体に考えて、日平均70、日最大90を目標にする。そうすると、先ほどの鉛は必然的にその4分の1以下に抑えられるということでござしております。

以上がざっくりしたところの基本的な土壌対策の考え方でございます。

あと、メッシュ割りのご質問があったと思いますが、当初の考え方といたしまして、悪いところに関してさらに細分化すれば搬出するところが減るんじゃないかという考え方もありまして、当初のコンサルタントの実施計画では10メートルメッシュもやるかなということで、先ほどのご指摘のとおり再調査をするということをご披露していたわけですが、それについては一括して取り扱うということで、また施工上も900㎡ぐらいで施工単位を決めないと、もっと細かくしてもやりにくいということで、その30メートルメッシュでとどめております。

それから、全部ご質問にお答えできないと思うんですけれども、銅につきましては、普通の土壌に関する環境基準はございませんで、田んぼとか畑とかそういう農用地に係る環境基準が存在するだけでございます。

先ほどのご指摘は、深さ方向では農用地に係る環境基準を超えたものがあったということで、平面的にはなかったということでございます。

それから、フェニックスの方につきましては、こういう土壌につきましては、正式名称は忘れましたが、管理を要する陸上残土ということで、一般残土とは別の排水処理のきっちりしたところで埋め立てるということになると思います。

以上、漏れているところが多々あるかと思いますが、ざっとそんなところでございます。委員長 質問の委員さん以外にもわかっておられない方もおられるかもしれないので、後日ゆっくり時間をかけてご説明いただくことはできますか。そういう機会をつくっていただくことは可能ですか。本当はこれの前にそれをやっておけば、これをある程度理解した上でこれの次の事後というところに入れるんですけれども、今の時点でそれを言っても仕方がないし、この前の委員会でこういう形でやろうと決めてやられたので、これに関する疑問については、例えばメッシュについて本当はもうちょっと違うとかいう基本的などうしようもない問題があるかもしれないですけれども、説明をされて理解していただける範囲のものとは違うものもあるとは思いますが、とりあえず後日事務局と連絡をとっていただいて、あるいはほかにもおられたらその方も含めて、今言われた疑問を一つずつ丁寧に質問されて、今のように10分でというところはまだ理解できないと思いますので、時間をかけて説明をしてもらうとかなりご理解いただけるところがあると思うんです。だから、そういう形でご理解をいただくということはどうですか。

委員 先ほどちょっとご説明あったんですが、30メッシュを10メートルメッシュにしなければいけないというのは、9 - 44ページに溶出基準を上回るメッシュについてはということを書いてあるんです。ここで義務づけておるのになぜやらないかというのが質問なんです。そういうことで、30メートルや10メートルで云々と言うてるのと違うんです。10メートルにせならんとここで書いてあるんですが、それがなぜ出てないのかという質問なんです。

委員長 それは答えていただけますか。

事務局 9 - 44ページの1つ前をめぐっていただきますと、9 - 43ページが44ページの頭なんですけれども、これは土壌調査実施計画書ということで、コンサルタントがこういうふうにやりますということで当初に上げてきた計画でございます。その中で、先ほどご指摘のあったとおり、溶出基準を上回るメッシュについては細分化ということを書いておるわけですが、結果として、先ほど申しましたように細分化は必要ないという判断のもとに計画どおりにはやっ

ていないということでございます。

委員長 今の答えで納得はされないかも知れないですけども、事実としてはそういうことだというお答えで、その他のことも含めて、時間をとって時間をかけないと、ご質問の内容が理解できるどころもできないところもあるかも知れないですけども、先ほどのご質問のところはわかりにくいと思うんです。これは素人の方が読んですぐばばっとわかるわけではない。多分専門の者でも他の分野のところはよく理解できないことが当然あるわけですから、それを一般の方がすべて理解しようというのは難しい面もありますので、そういう時間をとっていただくということで、これの内容についてはいかがですか。

委員 今、コンサルタントのことについて言われたんですけども、そうじゃないんです。ここに書かれているのは、僕の読み方の違いでしょうか、9 - 44に書いているのは、溶出基準を上回るメッシュについては9つに細分化、900㎡を100㎡にするんだということを書いていると思うんです。それを答えていただきたいんです。これがなぜやっていないのか。そして、これがやっていないのであれば、この環境基準書というのはぼつなんです。組合議会としてはやり直しせなあかんことなんでしょう。施設責任者としてやり直さないがあかんことなんでしょう。違いますか。

委員長 これについては何かございますか。

事務局 なかなかご理解いただけないようなんですが、この9 - 43と44は一連です。9 - 44を絶対やりますと言うわけではないんです。これはコンサルタントの計画書が最初にこうだったんですという資料としておつけしているだけです。当初の計画が実際に進んで結果的に取りやめになったものというのは多々あることでして、今の細分化という問題も経過としてやっていないということでございますので、それ以上申し上げることはございません。

委員 コンサルタントだということですりかえるならば、このコンサルタント会社は施設請負の会社でもあるわけでしょう。施設をやっていく会社でもあるわけでしょう。そしたら、それが全部うそ八百と思われても仕方がないですよ。これは僕だけじゃないですよ。住民代表として納得できないんです。コンサルタントがどうのこうのという問題じゃないんです。ここで溶出基準を上回ると書いているんだから、そのとおりやってもらわな困るわけでしょう。それを手抜きしているというのか、そしたら業者じゃないんですね。施設組合の方で手抜きしてるということになるわけですか。

委員長 その辺は理解の問題ではないかと思うんです。

(発言する者あり)

委員長 済みません、もう一遍ページ数を。

(発言する者あり)

委員長 ちょっと待ってください。もう一回ページ数を。

委員 資料編の9 - 44。

委員長 調査目的で.....

委員 測定方法というのがありますね。

委員長 なるほど、なるほど。これは、調査として日建技術コンサルタントというのがこういうことをやりますということを出してきた資料なんですね。実際と違うじゃないかということをおっしゃっているわけですが、その必要がないということやっていないというお答えですか。その必要がないというのはだれが判断したんですか。

事務局 それは組合です。

委員長 組合の方が判断したわけですね。そのことが妥当かどうかということを検討するのは、ここはそれをやる役割でもないし、時間の問題も含めてその趣旨がちょっと違うので.....

(発言する者あり)

委員長 私としては、一般の方も入ってやる委員会ですから、できるだけ理解をしてもらいなが

ら進めたいという思いはあるんですけども、余り趣旨の違うところで時間をとってしまうのはちょっと困るなと思いますので、今のことについてももう一度事務局ときちっと話をしてもらおう方がいいんじゃないかと私は思うんです。

( 発言する者あり )

副委員長 この会議の委員のメンバーで審議するのが会議のルールですから、それに外れたことをしてもらったら困ります。

委員長 済みません、議事の進行が悪いといえば悪いんですけど、今のことも含めて、それがいいか悪いかということも含めて、それは事務局と個別にやってもらわないと、そのことをここでやり出すと、本来やるべき何をきちっと確認しないといけないかというところが……。もしここでそれをやらないといけないなら、この委員会をもう一回ふやすということを考えてもいいですが、今の説明で理解できないということになると、それ以上どうしようもない面もあるわけですね。

委員 ここで約束していながら……

委員長 これは約束じゃないですよ。これはコンサルタントがこういうやり方も含めてこんな形でやりますということを出してきましたというのが最後に資料としてついていると。これをやりますという約束をしているわけじゃ……

委員 ある学者さんに聞いたら、これは常識だと、100㎡でやるのは常識だと。

委員長 いやいや、そういう話をここで出す……

委員 だから、だから、余計疑問に思うわけです。どうして同じコンサルタントが言うのがこんなに大きな違いがあるのか。

委員長 だから、その話をここでやり出すと、どちらが正しいかという話になるわけですから。

委員 事務局で僕個人と話したらどっちが勝つかというのはすぐわかるでしょう。

委員長 いやいや、そしたら私が入っても……

委員 そういう討議をして初めてよいものができるのと違いますか。

委員長 事務局との話がだめなら私が入ってもいいです。これは趣旨が違うという説明を事務局がしたわけでしょう。これはコンサルがこういう形の分析方法でこういうことをやりますということを挙げて……

委員 コンサルが100㎡メッシュですするというのを言うておきながら、せんでもええということを知ったわけやね。それはそういうことを言うてるわけですね。

委員長 そうそう、そうです。

委員 そしたら組合の方として、住民側サイドとしてそれを許せるかどうかという問題ですよ。鉛にしてもカドミにしてもオーバーしているんですよ。それをそのままほって次へ進むということはできないと思うんです。

委員長 しかし、それをほらなかったらどうするわけですか。

委員 ほるとは？

委員長 このことがだめだと言うなら、もう一度それをやり直せということですか。

委員 やり直せというか、ほかのコンサルに頼むとか、方法はあると思うんです。

委員長 頼むって、それはやり直さないといかんわけでしょう。

委員 それはそうやね。

委員長 それをここで持ち出されても……

委員 いやいや、持ち出されているんじゃないんですよ。疑問として、コンサルがこう書いているのに、何で許したのかということなんです。それは住民として許されないことやと。

委員長 そのことは個別に話をしないと、この委員会ですべきことではないでしょう。

委員 そうでしょうか。

委員長 ちょっと皆さん、ほかの……

委員 ……としてこれを認めてやっていく上で、これにひっかかって、はいそうですか、そうですかでイエスマンになられへん。

委員長 しかし、こうやるべきだという何かがあって、それを無理やりやめてやったのならそれはいかんということになると思うんですけど……

委員 そういう趣旨ですよ。

委員長 いやいや、これはコンサルが最初に分析方法を含めて、こういうやり方でやるというのを出したという話ですね。これでやるべきだということを言っているわけじゃないわけでしょう。資料として出ているのは。

委員 済みません。ここは、施設を建設するに当たって、いかによい施設を建設するかについて討議する場やと思いますねん。だけど、聞いてたら施設建設自体を反対されているような感じに受け取るんです。

委員長 反対されているかどうかはわかりませんが。

委員 いや、感じとしてね。そやから、前提が違う立場の人がこの場でみんなで討議しようというのは、ちょっとなじまないと思います。

委員長 だから、私はこの委員会の趣旨ではないと言っているんです。しかも、これが言われているとおりの話で私もそう思うなら、当然これはもうちょっとやりましょうと言うんですけども、これはコンサルが最初に、こんな調査でどうでしょうかと出してきたものですね。それを判断をされてこういう形でやるということを決めてやられたと。それがよくないとおっしゃるんですけども、その話をここで出しても仕方がないと思うんです。だから、もしこれがだめだとおっしゃるのなら、もう一度それをやり直して細かくして調査をこれから状態を調べるということをやらないといけないということになってしまいますね。それをここで上げられてもどうしようもないですよ。

委員 先ほどの調査というのは、やはり対策のための調査やと思うんです。調査のための調査ということでは何も生まれてこないのではないかと。工事区域については、自然由来ですけどもほぼ全域を汚染区域やということで見ないかん、ですからすべての区域について炭酸カルシウムの混合処理をせないかん、それによる影響をどれだけ防いでいくかということはこの委員会で議論せないかんと違いますか。この評価書そのものについては議論する場も別にあつたわけですし、また方式等については、何人かの委員の方が前回おっしゃっていましたが、機種等選定委員会にも出られていた。2年、3年前にもそういう期間をかけてそういう検討もされてきたわけですから、それはそれで、委員長がおっしゃるように、疑問点については個別に事務局に確認していただくということも必要だと思います。

それと、この資料編9-44、9-45については、土壤汚染対策法に基づいてこういったメッシュ割りの方法がされていると思うんですけども、冒頭事務局から説明ありましたように、ここは人の活動によって起きた土壤汚染ではないわけです。自然由来の鉱山で天然の鉱物が含まれていたところを造成するというところから、その汚染調査については何を基準にするかということ、やはりそれに近い土壤汚染対策法に準拠してしようということでのこの計画をつくったと思うんです。ですから、極力そういう方法で土壤汚染を把握して、その結果に基づいて対策あるいは施工方法を検討しているということですから、その中でこの委員会が一番精力を注いでいかないかんのは、もう既に伐採等工事は始まっておるわけですから、梅雨時になってこの工事による汚染をどれだけ減らしていくか、そのためにどれだけいい意見を出していくか、それこそが求められている意見ではないでしょうか。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

ただいまのメッシュをどう考えるかというのを本当に検討するのなら、ほかの事例ではどういうふうに行っているのか、どのぐらいの大きさで行っているのか、あるいはこれに似た事例では

どういうふうに行っているのかということも含めて、資料があって検討するのならいいんですけども、今の話はここで検討するには当たらないと私は思うんです。個別で話をさせていただいて納得される部分もあると思うので、納得されないところは納得されないで仕方ないですけども、それでどうこうやるというわけでもないの、そのことをここでやることには余り意味はないと私は思うんです。

ここで本来やるのは事後の調査をどうするかということで、水に関していうと、濁度なり鉛なりが問題ないかどうかということを確認するということをしかりやるということがこの委員会の役割だと思いますので、今のことも含めて、納得されていないところを後日、今おっしゃっていることについての私の意見もありますので、もし必要なら私も入ってもいいですから 理解してくださいということを行っているわけじゃないですよ。理解されないことはされないでいいんですけども、私も入っていいですから、一度事務局とその辺の疑問のところを解決することをやったらどうですか。ということで、その部分のご理解いただけませんか。

委員 不満は残りますが、議事がこれに偏ってしまってもいけないので、議事進行してください。  
委員長 はい、済みません。では、そういうことをご理解いただいて進めたいと思います。

そしたら、きょうの議事後の事後調査の計画についてというところのご説明をお願いします。

## 2 議事

### ・平成17年度事業調査計画について

事務局 事後調査計画につきましては、前回の委員会で事務局案をご提示申し上げておりますが、前回の意見交換の中でいろいろ出てきました。その意見を十分勘案できているかどうかわかりませんが、前回の意見では水質についてご意見がございましたので、それを踏まえまして、1枚目に、事務局案として前回の提案にプラスさせていただきました。

プラスさせていただいたのは着色しておりますところで、銅、砒素、CODの項目を追加することで提案させていただきたいと思います。ただし、これにつきましては、どなたかの委員から、最初測ってみて、それで安心だったらそれでええんと違うかというご意見もございましたので、3回やりまして、その結果をこの場にご提示申し上げて継続するかどうかを決めていただくことにしたいと思います。

そのほかは変わっておりませんが、参考としていろいろ資料をおつけしております。その下の方では、現在の事業地付近でどういう水質が定期的に測定されているかということをお示ししております。図面でA、Bというのがあってわかりにくいのでこれだけご説明申し上げますと、A、Bのところでは川が2つに分かれておりまして、Aが田尻川の本流、Bが野間川ということになっています。それぞれAは大阪府、Bは能勢町が水質調査をされています。表の関係でSとKと書いていますが、SはBOD、SS、pH等の生活環境項目、Kは水銀とか銅、砒素などの健康項目でございますので、よろしくをお願いします。

その次のページも、前回の焼き直しといったらおかしいんですが、評価書に掲げている案と今回の事後調査計画ということで対象をわかりやすく整理したということでございます。前回もちょっと中途半端な説明になったかと思うんですけども、平常時の水質は実施済みということは前回もご説明申し上げました。それは評価書の資料編の9-17についていますよということを書いています。この平常時水質につきましては、造成工事時の着手に当たりまして事業者の造成工事請負者の方でことしの5月に採水してやっております。その結果が前回の検討委員会以後に出てきましたので、それもあわせて添付させていただいております。それが次のページでございます。結果を見ますと特段問題になるようなものは出てきておりません。

それから、その次に専門委員の意見ということで、きょう専門委員の出席の有無を確認しましたところ、どうしても出られないということでございました。しかし、騒音振動の専門の先生でございますので、この事後調査計画についてご意見をあらかじめ聞いておくべきと考えてご意見

を求めましたところ、この4項目のご意見をいただきましたので、ご報告申し上げます。

最終のページにつきましては、これは前回報告させていただきました環境保全措置の状況についてを改めて一覧にまとめて、ご指摘のあったことを 項目的には少ないかと思えますけれども 追加して取りまとめて参考としておつけしました。

以上、また最初に戻りますが、事後調査計画の審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 というご説明を事後調査の計画としていただきましたけれども、これについてご質問とかご意見お願したいと思いますが、委員から先に私がいただいた内容はこの中に入っていますか。あれは事務局には出しておられないんですか。

委員 いえ、21日に先生と事務局の方にも渡しております。

委員長 それはこの中に入っていますか。

委員 入っていないのもあります。

委員長 その辺をちょっと。

委員 環境影響評価書と組合の事後調査計画書を見まして、私、計画を立てておるんですけども、今いただきましたのは水質から始まっておりますけれども、前回いただきましたのは大気から始まっておりましたので、大気からいってよろしいでしょうか。

大気につきましては、私は光化学オキシダントとその内容といえますか組成も入れていただきたいと考えております。その理由といたしましては、分厚い方の評価書の4-57、58を見ていただきたいと思えますけれども、4-57に出ている光化学オキシダント調査結果を見ますと、調査地点のナンバー2の国崎では四季を通じて光化学オキシダントが環境基準値をオーバーしている。0.06ppmを超えた時間数が3時間、2時間ということでもありますけれども、いずれも黒のマークになっております。それから、その次のページには光化学オキシダントの季節変動が載っております。4-58の下でございますけれども、こういうふうに夏場で一番低くなるというのは一般的な傾向と違っているということでございます。57ページの表では最大値は夏季に出ていますけれども、私どもの一般的な知識と違っております。ご承知のように、あそこはレイクサイドにありまして非常に樹木も多い地帯ですが、そういうところで光化学オキシダントが比較的高いのはどういうことだろうということもあまして、国崎地点で光化学オキシダントの測定を追加していただきたい。

それからもう一つは、これはできればですけども、その光化学オキシダントの内容を高いときには2回くらい分析していただいたらどうか。例えばオゾンのような自然系のもの、あるいは自動車の排ガスに由来するようなもの、そういうものを分析していただいて今後の参考資料としてと考えております。

それから、水質につきましては、重金属として鉛は入っておりますけれども、それ以外の検討として砒素を入れていただきたいと考えておりましたが、今回のものでは砒素が入っておりません。

それから、水質汚濁の平常時に総リン トータルリンを入れていただきたいと考えてございます。その理由といたしまして、最近、淀川水系のダムでアオコの発生が出てございまして、これは窒素、リンに加えて、後で出てきますCOD成分が関与しているんじゃないかという研究レポートもございまして。そういうことでトータルリンを入れていただきたい。厚い方の評価書の4-84の上の方にトータルリンの月別変動値がございまして。田尻川で測定しておりますけれども、特に5、6、7、8、9あたりが高い。ちなみに、湖沼の利用目的が水道の場合、0.01でございまして。それから、琵琶湖の北湖に流入する川が0.026、高い東部で0.054ということですから、大分高いということが言えます。そのようなことで、この水質汚濁の平常時のところにトータルリンの測定を入れていただきたいと私は考えております。

それから、騒音につきましては、前回いただきました事後調査計画書を見ますと、これは一般的にやるんですけども、騒音計で測定しまして、公定法に基づいて騒音レベルデータを7つ出

してきておるわけです。私どもは普通3つぐらいしか出してないんですけども、これだけ出てきまして、音のやかましさというか、実際の感じと違ってまいります。私の提案は、音のうるささ指数とかやかましさ指数というんですけども、PNLを測定に加えていただきたいと思えます。Perceived Noise Levelというのでございますが、それは騒音計にDレンジを入れて測定していただいてある定数をプラスするという簡易方法でもよろしいですから、そうでないと、あそこは県道からたかだか何十メートル上に民家が4～5軒ございまして、さらに100メートルぐらい上がったところにゴルフのコースがありまして、ラウンドしているプレーヤーなんかダンプが往復した場合にはそのうるささを感じるんじゃないか。そういうことで、単なる騒音レベルではなく、うるささ指数もはかっていただきたい。伊丹空港なんかで飛行機の離着陸、要するに非連続的なうるさい音を評価する方法ですが、そういったものを入れていただきたいと考えております。

それから、もう一つはCODについてですけども、分厚い方の4-81に田尻川の生活環境項目の測定結果がございまして、化学的酸素要求量の黒印が並んでございます。特に5、6、7、8、9あたりはかなり高いレベルにあります。これは平均すると3.72という数値になりますし、左の方のBODは0.68ということで、CODに対するパーセントは18%ということでございます。例えば琵琶湖の北湖が14年度の測定で22%、南湖ですと33%ですので、それに比べて非常にCODが高いということが言えます。ご承知のように、北湖の場合は底質が若干酸欠傾向になりまして、それに伴ってリン酸とか硫化水素が一部出ているということがございます。そこでこのCODの内容を2回ぐらい分析していただいて、今後の参考資料としたいと考えております。

以上でございます。

委員長 この件は事前に送っておられる内容ですね。ちょっと専門的なところもあるんですけども、これについては何かご検討されましたか。今のことについて事務局の方からお答えがあればしていただいて、それについてどうするかということをごこの委員会で検討したいと思えますが、事務局の方としてはいかがですか。

事務局 半分ぐらいしか答えられないかと思いますが、最初の光化学オキシダントの件につきましては、現況調査のときにオーバーしておいたのは事実なんですけども、その辺の原因もわかりかねるというのが実情でございます。はからないというわけではないんですけども、環境がどういうふうに変っていくかということからは若干外れるかなと。組合の職務としてそこまで守備範囲にすべきかどうかということがございますが、そこもはかれと言われれば当然はからせていただきます。

リンにつきましても、川ですので、上流には田んぼもございまして、その肥料由来ということも十分考えられるところがございます。ただ、この事業地からそういうものが流れ出すかという点、証拠がないのであれですけども、そういう意味で一回はかれということでしたら、はかることはやぶさかではないんですけども、上にある栗林で肥料が使われていましたら若干影響は考えられるんですけども、普通の山林という点からすると余り影響はないかなという感じはしております。

それから、騒音につきましても私は余り詳しくないんですけども、航空機騒音等につきましてもうるささ指数に加重したWECPNLとかが使われていますので、その辺も一理あるかなと思えます。この辺は専門家の先生に判断いただけたらと思えます。

最後にCODですけども、きょうはおつけしていませんけれども、資料の一番最初にあるA、Bの地点、特にAが大阪府の方で、これは平成15年度からですのでまだ2年分なんですけれども、その2年間を見ますと、4-81のCODの結果とほぼよく似ていて、春先からかなり高くなって、夏、秋ぐらいまで高くなるという傾向があります。これにつきましても川のことでございまして、組合として分析をするところまで踏み込むべきかどうかということが私としては個

人的に疑問に思います。

十分でないかもしれませんが、事務局の考え方は以上でございます。

笹員長 ありがとうございます。

1つずつ解決というか、ある程度の判断をしながら進めていく方がいいかと思います。

私は水が専門なのですが、トータルリン、砒素のお話が出てきていますが、平常時の水質調査というのはもう実施済みということになっているんじゃないんですか。

事務局 リンははかってないです。

委員長 だから、平常時にリンを入れてくれとおっしゃいましたけれども、平常時調査は既に終わっていて、もうやることはないことになるんじゃないんですか。そうでもないんですか。これからやる出水時の調査の中に入れるかどうかというふうに考えればいいですか。

事務局 どこまでが平常時で、どこまでが出水時が微妙なところはあるんですけども、雨が降って落ちついたところで、その水質を平常時と見て測定することはできるかと思います。

委員長 平常時をまたやるということもあるんですか。

事務局 ただ単に水質分析だけです。

委員長 平常時をやればいいということですか。

事務局 そうです。

委員長 鉛の問題が一番大切だということで調査項目に入っているわけですけども、トータルリンがここからどんどん出てくる可能性はないんじゃないかと思いますので、余り必要性はないかと思うんです。出てくればプランクトンが出てくるという影響があるんですけども、私の感じとしてはそんなに出てくることはないかと思いますが、銅、砒素、CODと書いていますが、こういうことに関して心配だという声もあるようですから、銅についても多分大丈夫ですけども、安心のためにやっておいてもいいんじゃないかなと。コストがどうか私にはわかりませんが、やっておいて、確かに出てないんだということになればそれで安心なわけですから、私はやっておいてもいいんじゃないかと。ただ、出水時12回を毎月ぐらいの間隔でやるということですけども、そこにありますように、明らかに出不いことを延々とやるのは余り意味がないので、ここでは黒枠の中で3回測定して状況を見るということになっていきますので、そのぐらいでどうかなど。

ただ、先ほどCODの内容を測定とおっしゃいましたね。それはCODの中を調べるという話ですか。例えば成分とかそういう意味ですか。

委員 はい。1~2回やって.....

委員長 しかし、何をどう分析するのかということがあるので。

委員 ちょっと環境測定にはそぐわないと思いますけれども。

委員長 研究的な話になってしまいますね。だから、そこまでやるのはどうかと思うので、CODを確認しておくというぐらいでどうかなど。

委員 事務局に聞きたいんですけども、環境測定というのは恐らく項目によって単価が違ってくるんですけども、これをふやしますと単価が変わってくるわけですね。コスト効果の点を心配しておるんですが。

事務局 項目追加になりますと、その項目掛ける回数の分が当然費用が発生いたします。

委員長 ただ、ダイオキシンみたいに何十万かかるというものでないと思いますので、問題はないよということを確認する意味はあるんじゃないかと思うんです。

委員 では、全リンとCODの内容分析はおろします。

委員長 いや、私はリンは入れておいてもいいと思うんです。そういうご心配というか、ダムに入ってプランクトンがふえてアオコとかが出ないかということ.....

委員 去年もアオコが出ましたので。魚が浮くほどではなかったんですけども、これも当然毒素がありますので。

委員長 逆に言うと、例えばアオコが出たときに、その原因はこの工事じゃないかと思われる可能性もあるわけですね。

委員 私はそれを危惧したんです。

委員長 だから、測定しておけば、むしろほかのところが要因だという確認もとれるわけですから、そういう意味も含めて、ここの状況をきちっと把握するという意味で入れておいてもいいんじゃないか。膨大にコストがかかることを延々とやるということはむだですから。

委員 私としては、この造成工事による影響はなかったという確認のために入れておいたらいいんじゃないかという意味なんですけれども。

委員長 ということで、私も追加で入れておいたらどうかと思うんですけれども、ほかの方々はどうですか。水質の分析項目についてですが。

委員 水資源機構の一庫ダムですが、一番最初のページにある参考資料にA、B、C、Dと書いてあります。Cが田尻川のところで、生活環境項目のトータルリン、トータル窒素、それから湖内のTP、TNは管理を開始して以来ずっと毎月はかっていますから、それを前提のベースとして、先ほど言われたようにここからリンと窒素が出てアオコがふえるということは私も考えにくいわけなんですけれども、3回ぐらいやって終わりにするということについては、私は賛成です。

それで、修正をお願いしたいんですが、ダム湖のところのDで健康項目は年1回になっていますけれども、2回やっています。済みません、連絡不足で申しわけないです。

委員長 では、ここに挙げてある銅と砒素とCODとTPに関しては3回やって状況を見て、明らかに不要だということであればやめるということでよろしいでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

委員長 はい。

私、質問してやっぱりおかしいと思うのは、透明度というのが入っていますね。これはおかしいんじゃないですか。これはなしですね。

事務局 おかしいです。なしです。

委員長 ダムならはかれますけれども、ここは透明度ははかれないですよ。透明度は削除すればよろしいですか。 はい。

それでは、水質はそういうことで……

委員 平常時水質の話ですが、もう済んでいるということなんですけれども、工事前の状態と工事中の状態を比較するために工事前をやられるというように私は思っています。そういう意味で、この平常時につきましても、年に1回にするのか2回にするのかという回数の問題はありますけれども、やはり工事中についても最低年1回ぐらいは、この項目に先ほど言われましたリンを加える云々というのがありますけれども、やっていただく必要があるのかなと思うんですけれども。

委員長 これは工事実施前の平常時に1度やったということですね。ただ、この水は雨のときは当然出てきますけれども、平常時になると水はどうなるんですか。水はそれなりに流れているんですか、どういう状況になるのでしょうか。

事務局 長く雨が降らなかつたら枯れてしまいます。

委員長 1回目にとられたのは工事をする前ですから、いわゆる川の水みたいなのが流れてきているのでこれをやられたわけですね。

事務局 これもやはり降雨の翌日ぐらいです。当然流れは落ちついているんですけれども、そういう状況でしか水はとれません。だから、何日たったら平常時と見なすかというのがあれなんですけれども、降雨後2～3日がとりやすい。梅雨時みたいに長く雨が降っていたら、1週間ぐらい水はあります。

委員長 ただ、雨の後は出水時のところで測定をしますね。だから、考え方としては平常時がもう一回あってもいいんじゃないかと思うんですけれども、実際面としてそれがとれるかどうかと

いうところがどうか。

事務局 年に1回ぐらいだったら、そういうかなり落ちついたところでとれるかと思います。

委員長 私もやった方がいいんじゃないかと思います。実施する前にやったわけですから、工事中ということで1回平常時に当たるものをやると。それは事務局もそういうことでよろしいですか。

事務局 はい。

委員長 では、それは平常時も1回、適当な時期に工事をやっているときにとるということで、そうすると先ほどのTPはどっちに入れましょう。出水時に入れますか、それとも平常時に入れますか。平常時でよろしいですか。

委員 よろしいです。

委員長 では、TPに関しては平常時に入れるということにしておきましょうか。

ほかに水質に関してはよろしいですか。

それでは、先ほどのお話に戻しまして、光化学オキシダントとか騒音の問題ですが、騒音についてはご専門の委員の方に専門的なところからの意見をもらう方がいいんじゃないかと思えます。ご意見としてそういう面は確かにあるかと思うんですが、私も内容的にわからないこともあるので、専門の委員がお休みで今ご意見をいただけないので、事務局の方からご意見をもらって判断するというところでどうでしょうか。それでいいですか。

事務局 はい、早急に専門の委員と連絡をとらせていただいて、また改めてご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 私もその辺で判断するというところでよろしいですか。

あと、光化学オキシダントは皆さんはどう考えられますか。既に高いところではかることに意味があるかということもあるかもわからないですけれども、高いところはやはり確認しておいた方がよさそうな気がします。

副委員長 大気汚染の関係で少しだけ説明させていただきます。

データを見たところ、冬も超えているんですね。季節的には夏が比較的高いようなんですけれども、ほかの季節も高いのはどういう原因で高いのか。ただ、この光化学オキシダントは二次生成物がダイレクトに出てきたら直接出てくる汚染物質ではないので、どういうメカニズムかというのはかなり難しく、逆にこれを抑えるのはどういうふう抑えたらいいかというのは今ははっきりしているわけではない状態ではないんですけれども、その中で、特に夏は基本的に高いというのがありますし、現在も高めに出ていますから、これから工事が始まるという意味では、夏場だけ少なくとも1回はかってみて、現在あるデータに比べてどういう違いがあるかということをもまず検討した上で、また次の季節をどうするかということを見ていく形でもいいかなと思っています。夏場かなり多くなれば工事の影響ということも考えられますので、秋口についてももう一回継続してやるということも検討すればいいかと思います。

あと、ご質問あったような、自然由来とかその辺のところを区別するのはなかなか難しいと思いますので、通常行われているオキシダントの測定方法で夏場に1回やっていただいて、その後の秋についてはそれをもって検討するということではいかがなものでしょうか。

委員長 今のことでどうでしょうか。

委員 結構です。

委員長 ほかの方々もそういうことでよろしいでしょうか。

では、そういうことで夏に一度やって、また様子を見る、必要であれば秋にもやるとか、これは要らないということであればそれで終わってもいいし、とりあえず夏に測定をして状況を見るということにしたいと思います。

提案委員のお話は大体それでよろしいですか。

委員 大体それぐらいです。

委員長 では、ほかの方からご質問とかご意見をいただけますでしょうか。

委員 評価書の1-14の汚水排水のフローのところですけども、これで見ますと水処理プラントは2施設あるわけですかね。それで、私、発注仕様書を見させていただいたら、発注仕様書にはプラント系排水、洗煙系排水2系統で、設備の場所がたしか2カ所あったので、別々の処理施設で処理されるように理解しておりますねんけども、この中でプラント系の水処理施設から出てきた汚泥については、熔融炉で処分されて、あと残りの洗煙系の汚泥は水銀等の重金属を安定化させた後、明確には書いていなかったんですけども、どうも場外処分を考えておられるのかなと思ってますねんけども、その辺はいかがですか。

委員長 これはでき上がったプラントの話ですので、これは後ろに回させていただきますか。今は事後調査の計画についてやっていますので、時間的なことも含めて……

委員 では、事務局の方で後でまた教えていただきます。

委員長 そうしていただけますか。済みません。

ほかにこの事業調査の計画についてのご意見ございませんでしょうか。

委員 平常時水質については今年度は既に終わられたということですけども、工事は18年度、19年度と続くわけですね。それについては評価書7-10の表7-2-1のところ年で2回なり1回なりという形で記載されているんですけども、今議論いただいた項目、リンなどについては一度はかってみてその結果を見てというお話でしたけれども、それを工事が完成するまでは継続されるのかどうか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいのが1点です。

それと、7-10ページの事後調査の最後の2行を見させていただきますと、その後の事後調査については同条例14条第4項の規定によって別に条例を定めて実施することとなるが、想定される供用時の事後調査スケジュール案を表7-2-4に示すということで、7-15ページに供用時から20年後まで案として示されているんですけども、供用開始予定年の平成20年から40年までこういう形でされるというお考えなのか、これについてはこの委員会なりで具体的な項目とかは検討いただくのか、その辺の基本的な考え方について、工事中とできてからとどういうふうに環境監視をしていくのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長 今は17年度の事後調査ということをやっているわけですが、その後の完成後とかも含めての考え方がもし事務局の方で決まっている、あるいはこういうところで決めるということも含めて、お答えいただけますでしょうか。

事務局 1点目の平常時の水質ですが、先ほどの結論としては、平常時は終わっているとは言いながらも、リンなどの項目をやっておりますので、資料3ページのW1、W2、W3について、降雨後何日かたって落ちついたところで再度やらせていただくというふうに理解しています。今年やって来年はやめるというわけには多分いかないと思いますので、来年も同じような事業調査計画の提案のときにそれを挙げていくことになるかと思えます。

それと、供用後の調査スケジュールですけども、これは条例の検討もしていないわけですけども、この保全委員会は処理施設がある限り継続設置していくという考え方をしておりまして、その中で調査スケジュール、調査項目も含めてご検討いただいて決定していくというのが基本的な考え方でございます。

委員長 そういうことでよろしいですか。

あと、この事後調査計画について何か。

委員 先ほども言ったんですけども、回答がなかったので再度お尋ねしたいと思うんですが、まず水質汚濁についてですけども、下水放流口で1地点を月1回、そして下水放流口1地点年4回ということを書いているんですが、月1回ぐらいならいいとしても、年4回ぐらいでは少な過ぎるんじゃないかと思うんです。

それから、土壤汚染について事業区地域1地点年1回ということになれば、再来年の10月ごろには土地工事が終わると思うので、そういうことで年1回といえば1回になるのか2回になる

のかということで、現況と工事中、そして工事後と比較するということからいうと、年1回では少ないのではないかと思うんですが、いかがですか。

委員長 4回というのは何でしたか。

委員 7-11の表7-2-2に供用時の事後調査計画案という上から2つ目の水質汚濁です。水質汚濁の下の健康項目、その他項目というところで下水放流口1地点、年4回ということになっているんですけれども。月1回と年4回ということで、生活環境と健康項目というので違いはあると思うんですが、どちらも大事なものであるので、年に2回じゃなくてもっと回数をふやしていただければ。そして、年4回というのももうちょっとふやしていただけないかなと思うんです。そして、土壌汚染が年1回ということなんですが、先ほども言いましたように、19年10月には工事が終わると思うんです。そういうことで、それまでにこの回数でいけば1回で終わってしまうかもしれない。それではだめだと思うので、工事前、そして工事中、工事後ということで少なくとも工事中も入れて、年の回数をもっとふやしていただけないかなと思うんですが。

委員長 供用時というのは完成した後の話ですね。工事が終わって完成した後にこういう形というのが案として挙げてあるということですね。それについては、今どうするんですかというご質問があって、一応案としてここにあって、それはこの委員会も続いてやっていって、その中できちっとしたことを決めるというお答えがあったというふうに私は理解したんですが、そういうことでよろしいですか。だから、完成した後どうするんだということについては、こういうふうにやったらどうですかという案がこのアセスメントの中に出ているけれども、具体的にこれでやりますということは、この委員会も続けてやっていながら、そこできっちり決めて続けるというお答えが先ほどあったという理解でよろしいですか。

委員 わかりました。

委員長 ほかに何か事後調査計画についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員 意見なんですけれども、一応平成17年度の環境影響評価事後調査計画というのは出ておるんですけれども、この枠を超えて、特に住民の皆さんが心配しております重金属による水質汚染の心配、不安の問題について、この委員会としてある程度その不安を払拭するという責任があるんじゃないかということで、この17年度の事後調査計画からは離れるんですけれども、環境リスク計画を立てておりますので、もしよろしければそちらの方へ移っていただきたいんです。つまり、事務組合が示されたこのマニュアル以外の事後調査あるいは事後評価について提案したいと思うんですけれども。

委員長 これ以外に調査をするということですか。

委員 私はこの委員会よりも、工事施工のコンサル会社さん、具体的には日建技術コンサルさんをお願いして、そういうコンサル業務をやる際にこういうことを付加してお願いしたいという提案なんです。

委員長 それでは、事後調査についてほかの方の意見がなければ、次の段階ということで。

委員 私は事後調査の一環というふうに考えておるんですけれども。

委員長 事後調査であればそれは事後調査で結構だと思うんですけれども、ちょっと外れるのかもわかりませんので、今までの事後調査の内容、その他についてのご質問とかご意見はもうよろしいですか。今変更もしましたけれども、こういう形で進めていただくということではよろしいでしょうか。

委員 質問なんですけれども、ここでA、B、C、Dの水質測定機関として大阪府として能勢町、水資源機構の3つとでやられているということなんですけれども、測定の整合性とか、お互いにやったものがどの程度の違いがあるとか、そういうチェックは入らず、全くこのような機関に任せたいような状態になるのでしょうか。

委員長 これはそれぞれがデータをとっておられるということを示しているわけですね。それがひょっとしたら違うかもわからないですけども、それはデータを集めれば検討はできると思う

んですけれども。

委員 例えば1つの検体を他のところではかった場合にどの程度の差異が出るか。健康診断等でもほかのところでは大分違うとかありますので、もし微妙なところで基準をクリアとかちょっと超えているといったときに、その辺の……。

委員長 ちょっとコメントいただけますか。

委員 この機関の中で今いるのは唯一水資源機構なので、私の方からお話しさせていただきます。

こういった大事な水質調査結果のデータというのは、環境計量士という資格がないと正式には出せない値ですし、機械そのものも、キャリブレーションとあって、年に1回認定マークみたいなものをもらったものを使わなければいけないという決まりがありまして、そういった機関に我々はお願いをして出しています。また、私どもの生活環境項目などはホームページにアクセスしていただければ見られますし、私も大阪府さんがやっているのを見て、うちのとそんなに大きく遜色というか、似たような値もありますし、特に生活環境項目、健康項目で大きく逸脱してこの基準に触れるようなものは全くないというのが現実でございます。ですから、大阪府だから、能勢町だから、水資源機構だからというのではなくて、はかる人がそれなりの資格を持っていないとできないものなので、そういうのは一定の資格を持っている水質の調査業者さんを集めて入札して調査をお願いしているわけですが、計量士というのはなかなか取れる資格ではないので、そんなに変わるものではないと認識しています。

委員長 私も見ていないのでわかりませんが、そんなに全然違うという値は多分出ていないと思いますし、こういうものはこのごろはネットで出していることが多いので、どなたでも見てアクセスして取り込むことができますので、一般の方にはなかなか難しいかもしれませんが、それこそ事務局に集めてよと言え探してくれると思いますので、もしそういうことに興味があれば検討していただいたらいいかなと思います。

委員 水質年報という形で市役所などが出していますので、閲覧することができます。これは15年度ですけれども、もうすぐ16年度のものが出ます。毎月のものはネットで見られますので、見ていただければと思います。だれがやったかというのが知りたければ、お知らせすることも可能です。こういうデータはどこだれ兵衛がというところまで必要なのです。

委員長 それでは、委員さん、ご意見があるということなので。できたら8時に終わりたいと思っていましたが。

委員 でしたら、次回にします。

委員長 いやいや、出しておいてもらって、次の検討とかそういうことも含めて。

委員 では、考え方だけご説明したいと思います。

10日ほど前に委員長にはお知らせしておいたんですけれども、施設用地の造成工事に伴う重金属による水質汚染監視計画を立てております。どういうことかといいますと、ああいう造成用地に対しまして、天然由来の重金属があると。その水平方向の分布がどうだとか、鉛直方向の分布がどうだとか、非常に細かくはかれというのも一つの考え方でございますけれども、特にあそこで重金属を採取するというわけではありません。そこで、造成土壌にある自然由来の鉛の量を一つの量として、それがどういうふうに分配されていくかというフローといいますか、我々はマスバランスと呼んでいますけれども、それを想定しまして、造成用地外に出ていく重金属の量をカウントしてみよう、はかってみようという考えでございます。

雨水あるいは地下水に濁水として出てくるものは沈砂池にためまして、それで濁水処理装置あるいは沈砂池で自然沈降あるいは凝沈で処理して、その上澄みを排水として捨てるということです。その排水の例えば鉛の濃度と排水量を計測しますと、造成用地から排除しました鉛の量が出ます。一方、ダム湖の貯水量というのがあります。きのうインターネットで見ましたところ、今1,200万トンぐらいでしたか。貯水量は3,000万トンでございますので、貯水量としましては $3 \times 10^{10}$ リッターでございます。それで割りますと、造成用地から流出した鉛の影

響濃度、ダム湖水中の鉛の影響濃度が出ます。例えば  $1 \times 10^{-8}$  mg/l というのが出ますので、それを日々プロットしていくわけです。例えば  $10^{-2}$ 、つまり 0.01 が水道水の基準ですから、その 10 倍の安全を見て例えば  $10^{-3}$  を管理限界としましたら、それよりもっと下の方を推移するだろうと私は考えておりますが、そういうことで重金属のリスク評価といいますか、そういうものやっつけていきたいなど。これはこの委員会の仕事というよりも、工事施工監理のコンサルさんの役目ではないかと私は考えておまして、排水の濃度はちゃんとチェックせないかんわけで、工場排水は 0.1、私どものところは 0.1 でやっていたけれども、それをやるわけですから、ブイノッチでもよろしいし、フレキシブルホースの間に流量計を組み込んでもよろしいですから、排水の流量を出していただいて、それで排除した日の鉛の排出量を出していただく。一方、ダム湖の貯水量、流入量から、私は一次希釈で結構だと思っておりますけれども、それで計算して行って、ダム湖水中の重金属の濃度を日々出していただく。毎月 1 日にはそれを公表していただいて、現在どの辺ぐらいであるよと、こんな濃度ですよというのを公にしたらいいんじゃないか。そういうことによって、住民の皆さんが心配している、重金属による汚染のリスク評価になるのではないかと考えております。

委員長 意味はわかりました。これは排水の量が測定できれば計算できることですが、それをやるかどうかということと、やるとしても、事務局がやるか、コンサルに出してやるかという話になるかと思うんですが、流量の測定はできますか。それはちょっと難しいですか。排水量の測定ができないとどうしようもないですが。

事務局 濁水処理機の仕様をまだ見ていませんのであれですけども、処理能力は決まっていますので、処理能力掛ける運転時間で濁水処理機を通った水の量は出ます。

委員長 ポンプの作動などでラフな流量は出ますので、それに濃度を掛ければ排出の量がわかる、それとダムとの関係で計算をするということですね。それで安心の材料にというか、それはわかりませんが。

委員 さっき委員がおっしゃいましたが、インターネットできのう見てみたんです。そしたら、すごいデータがとられておまして、毎秒の流入量とか.....

委員長 ダムの方ですね。

委員 ダムの方です。私は月間でいこうかなと思ったんですけども、日々でいった方が一番現実に近いですから。

委員長 日々はちょっとしんどいというか。

委員 それでいって、一次希釈だけで。

委員長 意味はわかりました。それはまた事務局で検討してもらったらどうでしょうか。今ここでどうするということを決めなくてもいいんじゃないですか。作業量とかその辺を考えて。

委員 いろいろノウハウもありますので。

委員長 私も含めて検討させてもらうぐらいでいかがですか。

委員 健康項目に係る水質調査結果を私たちは公表しているわけですけども、鉛とかカドミ、砒素そのものは今、定量下限値、ND Not Detected、機械の能力をはるかに超えた小さい値になってしまっています。基準値は 0.01 mg/l 以下なんですけど、それが一体どのレベルにいるのか.....。鉛が水中に溶出してきていけば濁水のとくに濃度が高くなったりするのかもしれないというイメージだと思うんですが、今までずっとそうなので、こういうものは機械の能力のところにもいくとも思うんですが、そこはなかなか難しい部分があるのかなと思ったんですけども。

委員長 だから、出ていく方はほとんどゼロだということで計算をすればいいわけですね。そういう作業をすることについては、また事務局で検討させてもらうということはどうでしょうか。

大体ご意見は出てきたと思うんですが、この調査計画以外のところで、具体的にこれからまた延々とやるわけにはいきませんが、コメントとして出していただくとか 次回のことを先に決

めてしまいませんか。それで、それまでにこういうことをということを出してもら方がいいかもしれないですね。次回の予定とかもしありましたら。ちょっとあくわけですね。

事務局 はい、時期的には若干あこうと思います。水質、大気の関係で光化学オキシダントの話も出ましたので、これらの測定を終えて、事務局から再度時期について今後ご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。目安で3カ月後ぐらい、9月か10月ぐらいかなというめどで今考えております。

委員長 それはデータとかそういうものも出していただいて、それについての検討をするという内容になるわけですね。

事務局 はい。

委員 3カ月後に開くということであれば、この工事の方法についてお聞かせ願っておきたいんですけども、水質汚濁について、でき上がってしまうと貯水槽ができてということですけども、今は木の伐採をされておると思うんですけども、今から3カ月の間で土を動かすとき、川へ流れ込まないようにどんな工事をされるのか聞かせておいてほしいんです。

事務局 一番最初に南側の一番大きな調整池をつくるという考え方で、南側の調整池ができるまでは、その上での造成は行わないというふうに基本的には考えています。その南側の調整池も、今は伐採が終わりまして工事にかかろうとしておるんですが、そこも造成工事ですので濁水の発生する可能性があるということで、それにつきましては、当初の計画よりちょっと規模の小さい濁水処理機を設置しまして、南側調整池の最初の 全体の対策のために南側調整池をつくるわけですが、その南側調整池をつくるためにもまた対策が要るということで、その南側調整池をつくるための濁水処理機を置きます。切り回しの関係で貯留槽ができない時期はあるかと思うんですけども、その付近の仮設の貯留槽にためて、それから濁水処理をする。そういうことで南側の調整池をまず作り上げて、それをもって上の造成工事にかかります。その上の造成工事にかかるときは、濁水は南側調整池でためて正規の大きさの濁水処理機で処理して目標値以下の水質にして流す。基本的にはそういう考え方でやろうと考えています。

委員 それについて、仮設のものはどのぐらいの量がたまるんですか。

事務局 200立米ぐらいの仮設を考えていますが、先ほど言いましたように、どうしても切り回しのときに部分時にそれを撤去しなければならないときが出てきますので、その辺は天候を見ながら、なるべく晴天の続くときにそういう切りかえをやりたいと考えています。

委員長 その辺の監視というか、チェックというのはどんな体制をとられるんでしょうか。任せちゃうと、どうなっているかというところが不十分になる可能性があるんじゃないかとも思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

事務局 我々もその辺が施工計画書どおりに施工されているかということをチェックしなければあきません。当然それにも出かけるわけですけども、施工監理のコンサルタントも決まっています、常駐のコンサルタントもいますので、その辺の監視も含めてそういうところは監理していくということを考えています。

委員長 それから、突発的なことが起こったときの体制とかも十分に組んでおいていただきたいと思います。

事後調査以外のことで結構ですので、時間的にはちょっと厳しいですけども、ご意見をどうぞ。

委員 先ほど質問等に関しては事務局と直接やってほしいということだったんですが、事務局とコンタクトする場合、直接出向かないといけないのか、それともはがきとかメールとかが使えるのか、その辺はいかがでしょうか。

事務局 メールでの対応は今までもやらせていただいております。また、電話での連絡もその中で調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。

そうしましたら、あと5分だけ申しわけないんですけども、私は前の委員会で、傍聴者の方にも意見のある方には発言してもらったんです。本来、傍聴者というのは傍聴するのみなんですけれども、いろんな思いで傍聴に来ておられるので、審議の中に入れてもらうと困るんですけども、最後に意見のある方は出してもらっていたので、そのことは何もここで決めていないんですけども、あと5分だけとって、もしご意見のある方は話してもらおうと思うんですが、いかがでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

委員長 では、傍聴の方でご意見のある方は、それについてどうこうということはやりませんが、お話しいただくことがあれば短い時間でもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

傍聴者 土壌汚染の関係で非常に不安を持っています。造成設計の業者の方が土壌調査をされました。先ほどちょっと話題になっていましたが、実施計画書を出されたのはその業者です。だけど、その実施計画どおりに調査はやられていないんです。10メートルメッシュをやらなかったのは、30メートルのメッシュで全体で対策をするからとおっしゃいました。その中で汚染の少ないところがそれを除けるといふふうに考えたから10メートルメッシュも書いたという話でしたが、逆の場合もあります。濃度が薄い結果が出ているけれども、10メートルメッシュをやればもっと濃いところが出てくる可能性もあるわけです。そうすると、土壌汚染対策法に準じてやるといったその調査を本当はきちんとやるべきだったんじゃないかと思うんです。その造成設計、土壌調査の詳細調査もやられた業者が施工監理もされるんです。そのことについて本当に信頼ができるのかということも大きな懸念を持っています。ですから、ここの保全委員会の皆さんが、その部分も含めてきちんと環境保全をする、汚染はさせないということで監視をしていくという、そこをきちっとやっていただかなければ、住民は本当に安心できないと思っています。ぜひそのことを十分に検討もして、そして監視をしていただきたいです。施工監理の会社にそれを任せてしまう、施設組合に任せてしまうことに対して大きな不安があるんです。そのことを言いたかったんです。

委員長 はい、わかりました。ほかにございますでしょうか。

傍聴者 長時間、真剣なご討議いただきましてありがとうございます。

先ほどもちょっとおっしゃられましたけれども、水資源の一庫ダムの方もおっしゃいましたけれども、測定についていろいろ基準があるわけですけども、そのとおりやられているかということのチェックはだれがやられるのか。これは検査したメーターですよ、スイッチを入れれば動きますといっても、そのメーターが本当に十分な精度で動いているかどうかということをチェックするシステムがないと、そういう業者がやったんだからいいということだけに終わってしまうのではないかという懸念がございますので、この委員会として何か別のチェックができるような仕組みをつくっておいていただきたい。そうしないと、組合事務局から出てきたデータや数値だけで先生方が議論しなければいけないことになってしまう。それでは住民の不安は解消されないとしますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

委員長 その件につきましては私も意見がありますので、また後日でも連絡いただいて一度お話ししたいと思います。先ほどの方は、委員が言われたメッシュの話ですので、できたら一緒に事務局と詰めて話をしてもらったらどうかなと思います。傍聴の方ですのでそれについての議論はいたしませんので、これで終わりたいと.....

委員 取水口がどこだとか、現地調査をぜひやっていただけないかなと思うんです。現地に入って、ここがこういうふうになるんだよという説明をぜひお願いしたいんです。というのは、地図の上で何ぼ見てもわからないんです。

委員長 済みません、私は実は頼んで現場を見たんですけども、ほかの住民の方は見ておられないわけですね。

委員 ぜひそれをお願いしたいと思います。

委員長 事務局としてそれは可能でしょうか。委員の方で希望される方に関して、現地を見ていただくということは可能かということについて。

事務局 正式な委員会ということではなしに……。これははっきり先に言わせていただきますが、報償等の問題がありますので。

委員長 そんなことは全然考えておられないと思います。

事務局 私どもでまた日程を調整させていただきます。現段階で現地を見たいというご希望の委員の方はおられますでしょうか。 4名。ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、まず4名の方と連絡をとらせていただいて、その後各委員にも連絡するという方法でやらせていただきますので、またよろしくお申し上げます。

委員長 済みません。地元の方はよくご存じだと思い込んでいて、私が知らないから現場を案内してくれということで私は行かせてもらったんですけども、申しわけないです。場所はわかっているけども、具体的なところはやっぱり行かないとわかりませんから、その辺の設定はまた。委員会として行くと報奨金を出さないといかんらしいので、その辺はご勘弁いただいて任意で行っていただくということになるかと思いますが、そういうセッティングをしていただくということにしたいと思います。

ほかに何か。なければ、これで終了したいと思いますので、事務局にお返しします。

事務局 長時間にわたりましてありがとうございます。それでは、今審議いただきました17年度の事後調査については、欠席の専門委員のご意見をお伺いさせていただいて、その上で早急に事後計画を実施してまいりたいと思います。先ほど申しましたように、計画が進む中でまた検討いただかなければならない時期が来ますので、そのときには改めてご連絡させていただきます。

きょうは、長時間にわたりましてありがとうございました。

委員長 どうもご苦労さまでした。

閉 会 午後8時34分